

(様式第1号)

令和 年 月 日

みやざき宿泊旅行需要喚起事業業務委託

企画提案競技 参加申込書

宮崎県知事 殿

申込者 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

みやざき宿泊旅行需要喚起事業業務委託企画提案競技に参加したいので、下記のとおり申込みします。

また、実施要領に規定する資格要件に該当することを誓約します。

記

1 会 社 名

2 所 在 地

3 代表連絡先

- ・電話番号
- ・FAX番号

4 担 当 者

- ・部署名
- ・職・氏名
- ・電話番号
- ・FAX番号
- ・メールアドレス

5 添付書類

①委任状（※支店長等代表権を有しない者が申請する場合のみ必要）

②会社案内書、概要書等

(様式第2号)

令和 年 月 日

委 任 状

宮崎県知事 殿

申込者 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は都合により

受任者 事業所所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

を代理人と定め、みやざき宿泊旅行需要喚起事業業務委託企画提案競技に関し、下記の権限を委任します。

記

- 企画提案競技参加申込みその他各種届出に関する事項
- 企画提案及び見積に関する事項
- 契約の締結に関する事項
- 契約代金の請求及び受領に関する事項
- 契約に関する各種証明事項に関する事項

(様式第3号)

令和 年 月 日

辞 退 届

宮崎県知事 殿

申込者 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

みやざき宿泊旅行需要喚起事業業務委託企画提案競技に参加申込しましたが、都合により辞退します。

担当者	
連絡先	

(様式第4号)

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

申出者 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

指定公金事務取扱者の指定に係る申出書

地方自治法第243条の2第1項の規定により、以下のとおり指定公金事務取扱者に指定されるよう申し出ます。

記

1 指定公金事務取扱者の指定を希望する者の住所（または事務所の所在地）、名称等

- ・ 住所（または事務所の所在地）
- ・ 名称及び代表者氏名
- ・ 担当者氏名及び連絡先

2 指定公金事務取扱者として従事する業務の名称

宮崎県賃上げ対応緊急支援金業務

3 指定公金事務取扱者としての業務開始予定日

令和8年4月1日

(添付資料)

- ア 公金事務の業務実績を有していることを記載した書類 ※実績がある場合
- イ 公金事務に係る業務の人的構成および組織等の業務執行体制を記載した書類
- ウ 個人情報保護及び法令遵守に関する方針及び体制を記載した書類（漏洩、滅失等の防止、その他適正な管理体制等を示すもの等）
- エ 定款、規約又はこれに準ずる書類
- オ 直近3期分の決算報告書
- カ その他、会社概要や本事業の実施に関して参考となる資料があれば添付

(様式第5号)

宮崎県観光推進課 国内誘致担当宛

みやざき宿泊旅行需要喚起事業業務委託
企画提案競技 質問書

質問概要		
内 容		
質問者	法人(団体)名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

※ 質問の内容によっては、参加申込書を提出した全員に対して、質問及び回答を電子メールにて送付します。

(様式第6号)

令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

申込者 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

みやざき宿泊旅行需要喚起事業業務委託

企画提案競技 申請書

みやざき宿泊旅行需要喚起事業業務委託企画提案競技について、関係書類を添えて申請します。

(様式第7号)

共同企業体協定書

2社の場合 : () と () とは、
3社の場合 : ()、() 及び () とは、
4社以上の場合 : () 外、別紙に掲げる () 社とは

みやざき宿泊旅行需要喚起事業業務について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 当共同企業体は、みやざき宿泊旅行需要喚起事業業務（以下「本業務」といいう。）を連帶して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、○○○○○○○○○○（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 企業体は、事務所を 《 所在地の住所 》 に置く。

(設立の時期及び解散の時期)

第4条 企業体は、令和 年 月 日に成立し、その存続期間は、令和 年 月 日までとする。ただし、存続期間を経過しても本業務の履行後3月を経過するまでの間は解散することができない。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

代表者

所在地

商号又は名称

代表者

(代表者の名称)

第6条 企業体は、《商号又は名称》を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 企業体の代表者は、本業務の履行に関し、企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに契約代金の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、本業務に係る契約について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 () %

商号又は名称 () %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を置く。

2 運営委員会は、組織及び編成並びに本業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定する。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、本業務の履行に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帶して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、『金融機関の名称』とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 企業体は、本業務の履行完了後、本業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条第1項に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条第1項に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退に対する処置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、企業体が本業務を終了する日まで脱退することができない。

- 2 前項の規定により業務途中において脱退した者がある場合は、残存構成員が連帶して本業務を完成する。
- 3 第1項の規定により脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を、残存構成員が有する出資の割合により分割し、これに第8条第1項に規定する割合を加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果負担金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合であっても、脱退した構成員への利益の分配は行わない。

(構成員の除名)

第17条 企業体は、構成員のいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他構成員から除名すべき不当な事由を生じた場合は、発注者及び当該構成員を除く全ての構成員の承認を得て、当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の規定により構成員を除名する場合は、当該構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 前条第2項から第5項までの規定は、第1項の規定による除名について準用する。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第18条 第16条第2項から第5項までの規定は、構成員のいずれかが業務途中において破産又は解散した場合に準用する。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合は、従前の代表者に代えて、発注者及び他の全ての構成員の承諾を得て、残存構成員の中から代表者を選任するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第20条 企業体が解散した後においても、本業務につき、瑕疵があったときは、各構成員は連帶して責任を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(　　)外(　　)社は、上記のとおりみやざき宿泊旅行需要喚起事業業務に関する共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書(　　)通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

商号又は名称

代表者職氏名

印

商号又は名称

代表者職氏名

印